

幼保連携型認定こども園あすか保育園 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る保育料

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いただきます。

※幼児クラスからは保育料が無償化となります。

(2) 教育・保育の提供に要する利用者負担金など

月々における利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額(月額)
主食費 (3・4・5歳児)	主食代	2,000円(月～金曜日)
副食費 (3・4・5歳児)	副食代	4,900円
特別指導料 (3・4・5歳児)	体育指導	700円
絵本代 (2・3・4・5歳児)	家庭内持ち帰り絵本	450円程度
貸布団代 (5歳児以外)	午睡のため	1,300円
保育生活用品一部協力費 (全クラス)	保育教育用品・衛生用品を購入する 費用の一部負担	500円
紙おむつ処理代 (おむつ使用児)	衛生のため	300円

*主食費・副食費・特別指導料・絵本代は、1号・2号共通です。

※諸事情により利用者負担額が変わることがあります。ご了承ください。

※1ヶ月以上欠席される場合、前月の25日までに申し出ていただいたら、主食費・
保育生活用品一部協力費・紙おむつ処理代は、徴収いたしません。

◎(1),(2)はゆうちょ口座より毎月10日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引き落
としとなります。引き落としができない場合は2回目25日(土・日・祝日の場合は翌
営業日)に引き落としますが、100円の手数料がかかります。後日実費で徴収致します。

(3) 用品代等 ※必要に応じて実費徴収致します。

乳児	連絡帳 おつかい袋 カラーキャップ コップ 粘土セット
幼児	出席ノート 連絡帳 おつかい袋 カラーキャップ コップ クレパス
	粘土セット 通園カバン 体操服(夏・冬) トレーナー 防災ずきん
	お道具箱 自由画帳 製作帳 色鉛筆 ネームペン ワーク かきかた鉛筆

(4) 延長保育に係る利用者負担

○2・3号認定 保育短時間の方は7時30分～8時29分と16時31分～19時、

保育標準時間の方は18時31分～19時の利用は延長保育料金が必要となります。

支給認定区分	保 護 者 負 担 額			
保育短時間	7：30～8：29		16：31～18：00	
	8：15～8：29 ¥300		16：31～16：45 ¥300	
	8：15 から 15 分前毎 ¥200 ずつ加算		16：46 から 15 分後毎 ¥200 ずつ加算	
保育標準時間	18：31～18：45		18：46～19：00	
	日額	月額	日額	月額
	¥300	¥3,000	¥500	¥5,000

○1号認定の方で、堺市から預かり保育の認定がされなかった場合、

8時30分～8時59分、13時01分～18時の利用は以下の料金が必要となります。

保 護 者 負 担 額					
8：30～8：59		13：01～16：30		16：31～18：00	
日額	月額	日額	月額	日額	月額
¥500	¥1,000	¥500	¥3,000	¥200 ずつ加算	¥1,500

*兄弟利用の場合、第2子より半額

*延長保育は19時（土曜日は18時30分）までとなっています。

19時01分（土曜日は18時31分）以降は、延長料金が倍額になります。

*1号認定は、土曜保育は行っておりません。

*希望保育日は延長料金が倍額になります。

◎利用料金は、月末〆、翌月払いとなります。

◎月極めで利用される方は、前納制となりますので、利用月の前月末までに、園へ

申し出てください。一旦納付された保護者負担金については、お返しできません。